



## 中央地域説明会

平成22年1月24日（日）

午前10時～正午

東部集会所

出席者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 香取

元懇話会委員 有働 関山

参加者数 22名”



## 北本市自治基本条例地域別説明会 中央地域説明会

日 時 平成22年1月24日(日)  
午前10時～正午  
場 所 東部集会所  
参加者 谷澤 横田 加藤 長嶋 海野  
香取(庁内検討委員)  
有働秀鷹 関山邦孝(元委員)  
参加者数 22人

### <質疑応答>

質問 議会で、一部修正のうえ可決されたとのことだが、修正された部分ほどの箇所か具体的に知りたい。

回答 前文の一部修正、第3条の定義に「市民」を定義したこと、第5条の第2項の「納税の義務」であったものを「行政サービスに伴う負担の分任」という表現に変更、第13条に第3項を追加、第26条の第2項への「当該審議会の長が必要に応じて招集」の追加の部分です。

質問 パンフレットの中に「～市役所の仕事の進め方を変えていきます」と書いてあるが、具体的にどのように変わるのか説明してほしい

回答 第4条の第3項では、「市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする」と規定しています。参画の定義は、「市長等の政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加すること」としていただきますので、今後は、基本的には行政が政策の企画立案段階、実施段階、評価段階の各過程において市民参加を進めていくこととなります。ただし、その具体的な参加の方法等については、この後、市民参加で決めていくこととしています。

質問 第3条第3項の市の定義がわかりづらい。市が議会と市長等を指すのであれば、「市内」に住む市民は議会と市長等の中に住んでいることになる。言葉の表現がおかしいのではないか。

回答 「市内」はひとつの単語ですので、「市」と「内」とに分けてその意味を考えることはしません。定義は、あくまでも「市は」という表現がなされている場合、それを議会と市長等と解釈するものとしています。

意見 第3条で、意義という表現はおかしいのではないか、定義という表現に変えたほうが良いと思う。